

平成21年6月29日
経済産業省

大協産業株式会社、理研電子株式会社及び有限会社東興貿易 の外為法違反容疑に係る告発について

経済産業省は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に違反した無許可輸出未遂の疑いで、6月29日付けで、大協産業株式会社、理研電子株式会社及び有限会社東興貿易を神奈川県警外事課に告発した。概要は、以下のとおり。

1. 被告発人

大協産業株式会社（住所：東京都渋谷区神宮前3丁目25番14号エスラ原宿ビル）
（代表取締役 武藤 裕彦）

理研電子株式会社（住所：東京都目黒区祐天寺1丁目30番10号）
（代表取締役 香月 巳昭）

有限会社東興貿易（住所：東京都新宿区西新宿7丁目7番23号トミービル）
（取締役 李 慶鎬）

2. 告発の理由等

（1）理由

被告発人らは、直流磁化特性自記装置1台の輸出に関して、輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物として、経済産業大臣から外為法第48条第1項の規定による許可が必要となる旨の通知を受けていたにもかかわらず、許可を受けずに輸出しようとしたと思料されるため。

（2）罰条

同法第69条の6第2項、第69条の6第1項第2号及び第72条第1項

（本発表資料のお問い合わせ先）
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課長 佐藤
電話：03-3501-2800（直通）
安全保障貿易検査官室長 牧野
電話：03-3501-2841（直通）

関係法令抜粋

外国為替及び外国貿易法（外為法）

（輸出の許可等）

第48条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（罰則）

第69条の6 次の各号の一に該当する者は、5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が200万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一（略）

二 第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第72条 法人（第26条第1項第2号及び第4号、第27条第13項並びに第55条の5第2項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第69条の6から前条まで（第70条の2を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

輸出貿易管理令

（輸出の許可）

第1条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第48条第1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

第4条 法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一～二（略）

三 別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ（略）

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

別表第1の16の項 関税定率法（明治43年法律第54号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物（1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。）

（注）輸出貿易管理令については、平成20年11月1日改正以前の条項